

飯田市地域見守り活動に関する協定（見守り結い協定）（案）

〇〇（以下「甲」という。）と飯田市（以下「乙」という。）は、地域見守り活動に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力することにより、乙が別に定める「飯田市見守りネットワーク（地域見守り活動）に関する実施要領」に基づく地域見守り活動（以下「地域見守り活動」という。）の推進を図ることを目的とする。

（対象地域）

第2条 この協定の対象地域は、飯田市全域とする。ただし、甲の事業活動が全域を対象としない場合は、事業活動を行う地域とする。

（取組内容）

第3条 甲は、通常の業務を通じて異変を察知した場合には、自らの業務に支障のない範囲で、必要に応じて飯田市の窓口へのその状況の連絡に努めるものとする。ただし、当該異変に対して緊急に対処する必要があると認められるときは、警察署又は消防署にその状況を通報するよう努めるものとする。

2 前項に規定する連絡に係る経費は、甲の負担とする。

3 乙は、飯田市各地区に対してこの協定の趣旨を周知し、甲の取組が円滑に実施できるよう支援するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

2 乙は、甲から第3条第1項の規定による通報を受けた場合に、甲の了承を得ることなく甲を特定することができる事項を第三者に開示し、又は漏らしてはならない。

（免責）

第5条 甲は、第3条の規定による情報の提供をしなかった場合であっても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(地区が締結する協定との関係)

第7条 甲は、本協定と同様の趣旨の協定を飯田市各地区と締結している場合、あるいは今後締結する場合においては、本協定に関わらず、地区との協定に基づいて取り組むものとする。

(協定の見直し)

第8条 甲及び乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 長野県〇〇
〇〇

乙 長野県飯田市大久保町2534番地
飯田市長